

## **報告事項Ⅱ**

### **子どもの権利条例に基づく 2022年度事業等の実施状況**

**(各実施機関報告一覧)**

**報告事項Ⅱ**  
**子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況（令和4年度 実施事業）**

**第4条 子どもの意見表明と参加**

第4条では、「すべて子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分と自分に関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。」と定め、子どもが意見表明と参加の権利をもつ主体であることを明らかにしています。意見とは、その子なりの思いや願い、気持ちなども指します。「自己の権利として」とは、子ども自身が子どもの権利条約に定められた権利を知り、その権利行使の主体と自覚することを意味します。聴く側も、意見表明を子どもの権利として積極的に受け入れ、子どもの最善の利益をめざして聴くという意味をもちます。

これに基づき、市では、様々な場面で子どもの意見表明と参加の権利が子ども自身によって具体的に不断に実現されるよう、施策を実施することを市の役割としています。子どもの意見表明や参加の観点から、泉南市の子ども施策を振り返り、可能なところから子ども参加ができる仕組みづくりを進めます。


事業の名称等	実施内容と自己評価
青少年学習活動推進事業 子ども元気広場推進事業 <b>みんな仲よし会議</b> <b>【担当課】</b> 教育部 生涯学習課(青少年センター) <b>【事業の概要】</b> 子どもが青少年センターの運営の一端を担い、青少年センター運営事業の企画や提案を行う。参加する子どもの募集については、『みんな仲よし(青少年センター)通信』で募集を行う。会議を行う日に来館している子どもが当日参加することもある。 <b>【事業実施日】</b> 6月11日 7月23日 <b>【実施場所】</b> 青少年センター <b>【R4実績】</b> 会議参加者 16名 こどもスタッフ企画参加者 175名 <b>【R4所要額】</b> 0円	<b>【実施内容】</b> ○下記内容について会議を2回開催 ・青少年Cで遊んでいて思っていること。 ・青少年Cでやってみたいこと。 ・青少年Cにあったらいいと思うもの。 <b>【自己評価】</b> ○「もっと外で遊びたい」「体育館を使いたい」「お泊り会したい」「夏に水遊びイベントしたい」「教材をそろえてほしい」「Wi-Fi使えるようにしてほしい」等の会議で出された意見を元に、外遊びの時間の増加や体育館の使用等、子どもの声を形にした。子どもたちからは、「体育館めっちゃ広いから、おもいっきり遊べるわ」また、保護者の方も「いっしょに遊んでもいいですか」と言いながら、子どもたちと遊ぶ姿があった。体育館での遊びが子どもたちの中に位置づいてきている中で、「今日は体育館使える？運動場は？」と運動遊びを楽しみに来館する子どもも少なくない。年齢や学校区関係なく遊びでつながり関係ができている子どもたちの姿がある。

	<p>○みんな仲よし会議については、様々な理由で参加したくても参加できない子どもたちもいることを前提に、今後オンライン等で参加する形を検討し、幅広い声をとらえることを視野に入れて開催していきたい。</p> <p>○子どものつぶやきから始まった【こどもスタッフ】を組織し、みんな仲よし会議で出された「やってみたいこと」を子ども自身が企画・準備・運営し、下記のイベントを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水遊び&amp;かき氷</li> <li>・ハロウィンパーティー</li> <li>・ドッジボール大会</li> <li>・クリスマスパーティー</li> <li>・お絵かきコンテスト</li> </ul> <p>イベント後に、「次のイベント企画したい」「こどもスタッフになろうかな」という声があがったり、参加した子どもが企画したこどもスタッフに「企画してくれてありがとう。楽しかったわ」と声をかけたりする姿が見られた。</p> <p>○こどもスタッフ企画イベントは、子どもたちの“やりたい”を形にして行っているため、事前告知等が難しかった。今後は、青少年センター公式LINEアカウントより周知を行っていきたい。</p>
<p><b>子ども読書活動推進事業</b>  <b>図書館ジュニア司書クラブ</b>  <b>【担当課】</b>      教育部 文化振興課(図書館)  <b>【事業の概要】</b>      市内の小学4年生から中学生の希望者が、図書館がより利用しやすい場所になること、本を通じて仲間づくりをすることを目的に、アイデアを出し合い行事の企画、運営や展示物の作成等を行う。  <b>【事業実施日】</b> 毎月第2土曜日など  <b>【実施場所】</b> 泉南市立図書館  <b>【R4実績】</b>      登録者 16人(新規7人)、      活動日数 15日(27回)、      延べ参加人数 119人  <b>【R4所要額】</b> 0円</p>	<p><b>【実施内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特集本のコーナー作りや壁面飾りなど、図書館の展示物の作成を協力して行った。</li> <li>○夏休みおはなし会やクリスマス会の企画、運営や、春のおはなし会のチョークアートの飾りつけ等、意見を出し合い皆で取り組んだ。</li> <li>○本の修理や本の装備、書架整理等、協力し合って図書館の仕事を体験した。</li> </ul> <p><b>【自己評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちの意見を取り入れることで、事業の活性化が図られている。子どもたちが話し合った内容について主体的に参加することにつながった。</li> <li>○協力してやり遂げることで、学校や学年を超えた仲間づくりができています。</li> </ul>

## 第5条 せんなん子ども会議

第5条では、第4条の意見表明と参加の権利に基づき、市が事業主体となって「せんなん子ども会議」（以下「子ども会議」）を設置することを定めています。市が事業主体となる意義は、子ども達の議論や意見表明を泉南市の施策に反映させる、継続的な「まちの仕組み」として子ども会議を育てていくところにあるからです。子ども会議の継続的な実施は、「子どものための社会教育」「子どもが取り組む生涯学習」「子どもにかかわる地域福祉」といった積極的な意義を生み出します。また、子ども会議の運営の詳細は、子どもたち自身の自律的な意見表明・参加によるルールづくりを大切にします。そのためには、子どもの権利と支援について必要な知識やスキル、経験を有するファシリテーターが不可欠であり、「待つこと」「聴くこと」をベースに子ども参加とエンパメントを支援します。市は、子ども会議が表明した意見を尊重するよう努めます。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p><b>せんなん子ども会議</b></p> <p>【担当課】 教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】 ＜H25年度より実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小学4年生～高校生の希望者（メンバー）が、子ども参加のまちづくりについて様々な方法で取り組む。</li> <li>子どもの権利学習、広報活動、泉南のまちや地域、学校についての話し合いなどを通して、泉南市が「子どもにやさしいまち」となるための活動を行う。</li> <li>子どもの意見表明として、1年間の活動内容を毎年3月に市長に報告する。</li> </ul> <p>【事業実施日】 月1回の土曜日の午前中（年に数回1日活動日もある）</p> <p>【実施場所】 青少年センター、泉南中学校（美術室）</p> <p>【R4実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9小学校、2中学校、40名の申込があった。</li> <li>10回の会議に毎回20人程度の参加があった。 平均 約20人/回</li> <li>17人のおとなサポーターが、一人1～10回参加した。</li> </ul>	<p>【実施内容】</p> <p>○令和4年度は子どもの権利（意見表明・参加の権利）を広めるために、生活の中で子どもたちが「なんでやねん」と思う場面について考え、「子どもは、こんな時にこんな気持ちになるんだよ」という子どもたちからの意見を劇やポスターにして表明するという活動を行った。子どもたち同士で自分たちの生活や体験を話し合い、4つの「なんでやねん」についてグループにわかれて台本や発表方法を考え、ビデオを作成し、市長報告を行った。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○コロナ禍においても市内多数の小中学校からの参加申し込みがあり、認知度の向上が見られた。</p> <p>○元子ども会議メンバーのおとなスタッフが、権利学習の講師としての役割を担い、子どもの権利について自らの言葉で小中学生に伝えることができた。</p> <p>○本年度は子どもたちの身近な生活に焦点を当て、意見表明することを中心に活動を行うことで、子どもたちからは「自分の気持ちを聞いてもらうことができた」「同じ気持ちをもっている子と話ができてうれしい」という感想が聞かれた。</p>

<p>【R4 所要額】 169,247 円</p> <p>【参考資料】</p>  <p>(せんなん子ども会議HP)</p>	<p>○今後も権利の主体である泉南市の子どもたちが、意見表明できるしくみとしての子ども会議を継続して実施する。</p>
--	---

## 第6条 子どもの相談と救済

第6条では、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況におかれたとき、自己の権利として、子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」と定めています。ここでいう「相談と救済」は一体的に連動する子どもへの支援として捉えます。「救済」とは、おとなから一方的に与えられるものではなく、子どもが人として尊重される他者との相互・共同の関係（すなわち「相談」）の中で、自らの主体を回復していくことで成り立ちます。また、子どもは、自分の受けている不当性の原因を自分だと考えることもあるので、人権侵害について学ぶことも大切です。

また、市は子どもが必要とする「相談と救済」の仕組みを整えることを責務としています。安心してアクセスできる窓口がある、子どもにその窓口が周知されている、相談したときに、子どもの思いや意見が尊重される、年齢に応じてきめ細やかな支援が受けられる仕組みです。

子どものプライバシー権利等が保護され、子どもの意見表明と参加の権利を尊重して、子どもの最善の利益を具体的に実現できるよう救済に努めることを基本原則として、市の機関や子ども施設は対応する必要があります。子どもが必要とする「相談と救済」は、子どもが自らの意見表明と参加の権利を行使し、それをおとなが受け止める、すなわち権利基盤アプローチとしてどういう状態になれば、子どもは安心できるのかを子どもと一緒に考えていく、実践的な「相談と救済」です。

事業名	青少年学習活動推進事業 <b>こころホットライン</b>
担当課	教育部 生涯学習課（青少年センター）
所要額	0 円
事業概要	子どもたちが抱えている家庭や学校でのトラブルや悩み・不安を職員が子どもたちと過ごす中で話を聞き、共感的に受け止める。 子育てに悩む保護者の相談を、電話、メール、対面等により受ける。
実施場所	青少年センター、市民交流センター（児童館） ちびっ子遊び広場（出先、小学校等）その他
受付時間	青少年センターの開業日（日曜日、祝祭日、年末年始を除く） 9：00～17：00
相談方法	電話・メール・対面
周知方法	みんな仲よし通信 広報せんなん 市 WEB サイト
相談を聴く人	青少年センター職員（小学校教諭・中学校教諭・幼稚園教諭・保育士・その他職員） 正職員 4 名・再任用職員 1 名 任期付職員 1 名、会計年度任用職員 3 名

特徴	子どもとともに過ごす中で、職員が共感的に受けとめる 子どもの理解を得たうえで、学校や関係機関につなぐ
R4年実施内容	日常的な居場所や事業を中心に、子どもや利用者との関わりを深め、様々な相談を受け止める。
昨年度の相談件数	19件 ※相談実数 子育てに関すること 16件 学校生活について 1件 家庭環境について 2件 大人（16人）・子ども（3人）
昨年度の主な相談内容	子ども ・学校、友達関係、家庭、学業、進路等 保護者 ・子育て、保育所や学校、家庭、進路、仕事等
自己評価	<p>○子どもの関わり方基本スタンスを作成、見直しを行い、職員間で共有する。</p> <p>○基本スタンスに則り、子どもとは傾聴、共感の視点で関わり話しやすい関係づくり、環境づくりを行った。</p> <p>○来館する子どもや保護者から様々な相談を受けた。また必要に応じ、関係機関と連携を行った。</p> <p>○遊びながらしゃべっている雰囲気の中で「この前、学校でな…」「お姉ちゃんの進路のことで…」等のつぶやきから始まり、気になっていることを話し出す姿がある。また、「なあ～聞いて…」と来館してすぐに職員に、聞いてほしいことを話し始める子どももいる。話を聞きながら本人がどうしたいのかを聞いていくと、「聞いてもらったらいい」「愚痴ったからええねん」等の子どももいれば、学校に話してみることを提案すると、「先生から言っといてくれる？」ということをお話してくれる子どももいる。</p> <p>○保護者の方は、いつもとちがって疲れている様子が見られたので声をかけると「最近、全然寝てくれなくて困ってる…」「仕事復帰したいのに保育所がいけるかわからへん」等の子育てや仕事との両立で悩まれている様子が見られる。また、「…初めて小学校にあがるので、誰に聞いていいかわからないので…」というような就学に向けての不安がある方も少なくない。職員や他の保護者と話をすることで、「今日は来るか悩んでたけど、来て話したからスッキリしたわ～また来ます」と言って帰られたり、また、直接学校につなぐケースもある</p> <p>○子どもも保護者も相談内容によっては、聞くだけになってしまうケースもある。今後、相談者の意向や子どもの最善の利益を尊重しながら様々な機関と丁寧な連携を進めていきたい。</p>

事業名	教育支援センター事業 <b>教育相談</b>
担当課	教育部 指導課
所要額	305,437 円（役務費+需用費）
事業概要	学校園生活や家庭生活での子どもに関する相談事業 学校の指導に対する児童生徒の不安、友達関係、虐待等に関する相談事業
実施場所	教育委員会 指導課（場合により会議室）
受付時間	月～金 9:00～17:30（土日祝日 年末年始を除く）
相談方法	電話・来庁（対面）
周知方法	広報せんなん 市 WEB サイト
相談を聴く人	指導員、補助指導員（任期付職員 2 名・会計年度任用職員 1 名）教育相談員（任期付職員・臨床心理士等 1 名）・・・教育支援センターつばさ勤務 SSW（会計年度任用職員・社会福祉士等 5 名）・・・学校勤務 指導主事等・・・教育委員会勤務
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会への相談者はほとんどが保護者または子どもの話を直接ききとった SSW や、学校教職員であり、相談のスタートの多くは学校で行われていることが多い。</li> <li>・相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。</li> <li>・必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。</li> </ul>
R4 実施内容	<p>○学校や専門機関（家庭児童相談室や子ども総合支援センター等）とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近は、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、学校の先生へ助言や支援をすることが重要な役割となっている</p> <p>○巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年 3 回、全ての小中学校を訪問している。学校と一緒に子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。</p>
昨年度の相談件数	1,369 件（子どもとおとなの合算件数）※延べ相談件数 継続して支援を行っているケースも多い。
昨年度の主な相談	<p>家庭環境に関すること（虐待・貧困を除く）347 件</p> <p>不登校に関すること 275 件</p> <p>発達障がい等に関すること 193 件</p> <p>心身の健康・保健に関すること 161 件</p> <p>友人・教職員等との関係に関すること 143 件</p> <p>いじめ、暴力行為、非行等の問題行動に関すること 133 件</p> <p>児童虐待に関すること 48 件</p> <p>貧困に関すること 26 件</p> <p>ヤングケアラーに関すること 19 件</p> <p>その他 24 件</p>
自己評価	○幅広い相談に対応することで、児童生徒不安軽減、及び解消につながっている。

	<p>○学校が日々の生活や教育相談の中で、子どもの声を多く受け止めることで不登校等の未然防止・早期解決につなげ、さらに重層的な支援として関係機関（家庭児童相談室や子ども総合支援センター等）と連携し、ケース会議・支援につなげている。</p> <p>○相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られるため、体制強化として、正規職員の相談員の採用を今後進めていく。</p> <p>○子どものたちの相談が多種多様になっており、よりアクセスしやすく、相談しやすい仕組みが求められているため、今後タブレット等を活用した相談方法を検討していく</p>
--	--

事業名	教育委員会運営事業 <b>子どもの声～市長・教育長への手紙～</b>
担当課	教育部 教育総務課
所要額	8,233 円（用紙代+郵送代）
事業概要	「学校に限らず、子どもが誰にも相談できずに悩んでいることを救いたい」という趣旨で行っている市立中学生を対象としたレター形式の相談事業
実施場所	泉南市役所
受付時間	7月に用紙配布、手紙は随時受付
相談方法	市長・教育長への手紙（無料で投函できるレター）
周知方法	7月に配布
相談を聴く人	市長・教育長（子どもが提出した宛先による）
特徴	子どもからの手紙は、直接市長又は教育長に届き、解決に向けて相談して取り組む。また、相談内容の秘密を守ることを約束している。
R4 実施内容	<p>○中学生が抱える悩みや思いを市長又は教育長に直接届ける制度として、夏休み前の7月に全中学校生徒へ専用用紙を配布し、相談を受付けている。</p> <p>○切手を貼らなくても手紙が出せるように、料金受取人払専用の返信用封筒を作成している。</p> <p>○子どもからの手紙を受け取り、市長が直接話を聞く機会を持った。</p>
昨年度の相談件数	2 件
昨年度の主な相談	市長・政策提言 2 件
自己評価	<p>○子どもと直接対話することで、本市の課題を再認識するとともに、より強く思いを感じ取ることができ参考になった。また、子どもが意見を表明する、よい機会とすることができた。</p> <p>○市長や教育長に子どもの悩みや思いを届けることができる事業として、また、相談できない悩みを抱え困っている子どもの声が埋もれてしまわないよう今後も取組を継続していく</p>



事業名	地域子育て支援拠点事業 子ども相談（地域子育て支援センター）		
担当課	健康子ども部 家庭支援課		
所要額	0 円		
事業概要	子どもの保護者からの様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行うことを目的とする相談事業		
実施場所	地域子育て支援センター『ひだまり』		
受付時間	ひだまりスタッフによる相談→月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く） 専門職による相談→保健師…2 か月に1回 栄養士…2 か月に1回 家庭児童相談員（公認心理師、社会福祉士）→…1 か月に1回 ・詳しい日程は2 か月に一回発行のひだまり通信にてお知らせしている。		
相談方法	来園（電話相談も可能）		
周知方法	ひだまり通信 広報せんなん 市 WEB サイト		
相談を聴く人	ひだまり職員（保育士）：正職3名、会計年度任用職員3名 専門職相談 保健師1名 正職、任期付職員もしくは会計年度任用職員（所属：保健センター） 管理栄養士1名 正職（所属：保育子ども課） 家庭児童相談員 交互に公認心理師または社会福祉士1名 正職（所属：家庭支援課）		
特徴	ひだまりを利用している方からの子育てに関する相談が多く、保護者の育児軽減や不安の解消につながっている。 悩みに応じて、専門職につないだり、他機関を紹介したりすることができる。 子育て講座等では、乳幼児から子どもの権利について、意識づけすることができる。		
実施内容	○地域子育て支援センターで行う事業を利用する0歳から就学前までの子どもの保護者からの子育てに関わる様々な質問（発達、食事、進路、人間関係など）を受け、スタッフが一緒に考え、必要に応じて専門機関へ繋いでいる ○定期的に専門職（保健師、管理栄養士、公認心理師、社会福祉士）による相談日を設けている。子どもと遊びに来た保護者に、受付で相談したいことは有るか、有る場合は簡単な内容を聞き取っておき、専門職が遊んでいる親子を順に回って対応している。 ○子どもが少し大きくなり園や学校に通うようになって時間ができた保護者の中には、子育て応援団（ボランティア）となり、先輩保護者として子育てママ達に関わり育児不安等に寄り添う支援をしてくれている人もいる。		
昨年度の相談件数	407 件 ※延べ相談件数		
昨年度の主な相談	言葉	17	
	親子の関わり、自己主張	34	
	友達、きょうだい関係、人見知り	11	
	排泄、トイレトレーニング	14	
	健康、生活習慣、しつけ、夜泣き、睡眠	34	

	利用者支援	13	
	一時保育など	5	
	歯について	12	
	発育・発達	56	
	食事・アレルギー	37	
	母乳、ミルク、離乳食	36	
	進路(保育所幼稚園)	53	
	母親の人間関係	3	
	母親の健康	10	
	母親の就職	8	
	子どもの遊び場	3	
	コロナに関すること	0	
	その他	61	
自己評価	<p>○子どもと一緒に遊びに来る中で、スタッフとの世間話から相談に繋がることが多い。何気ない会話の中から保護者の困り感に気付けるよう気を配りながら対応している。相談内容は日常の些細な事とも思えるケースも多いが、気になった事を気軽に相談できるので、大きな悩みになる前に解消できる事が多い。また定期的に専門職の相談日があることで、保育士であるスタッフとは違う視点で話を聴くことができ、あえて専門機関に電話して相談するほどではないが専門職に聞く機会があれば聞きたいことが解消される。</p> <p>○相談者は保護者なので、保護者の思いに寄り添いつつも、子どもの成長、発達を一緒に見ながら「今子どもはこんな状態かな」「きっとこんな風に思っているよ」などと言葉を伝えることができない子どもの思いを代弁することも大切にしている。</p> <p>○広報紙やチラシ、ホームページなどで周知を図っているが、その他に保健センター事業（4か月児健診、1歳6か月児健診、ほっとママサロン）に参加し利用者支援を行うことから、ひだまりの事業に繋がるケースが増えている。</p> <p>○年度末の利用者アンケートの自由記入欄には、「子育てをする上で一番の支え、拠りどころとなっている。」「いつも子どもをかわいがってくれ、私の相談にものってくれて感謝。」「普段の何気ないしぐさや様子から気づいたことなど声掛けしてくれ気が楽になる。」「子どもの相談にのってもらって不安が減りすごく助けられている。いつも笑顔で話を聴いてもらえてうれしい。」などという感想があった。一方、感染対策として回数制限をしていたので、「利用できる回数を増やしてほしい」という声も多数あった。</p>		

事業名	家庭児童相談室事業 <b>子ども相談（家庭児童相談室）</b>
担当課	健康子ども部 家庭支援課
所要額	0円
事業概要	子どもとその保護者からの様々な相談に応じることで、子どもの健やかな成長・発達の支援、保護者の育児不安の軽減、子どもや家庭への効果的な援助を行う

	とともに、子ども家庭総合支援拠点として、専門的な相談に応じ、総合的かつ継続的に支援をすることを目的とする相談事業。		
実施場所	家庭児童相談室		
受付時間	月～金曜日 9:00～17:30 (土、日、祝日、年末年始を除く)		
相談方法	電話・来庁		
周知方法	広報せんなん 市 WEB サイト		
相談を聴く人	正規職員 4 名 (保健師、保育士、公認心理士、社会福祉士)		
特徴	子ども家庭総合支援拠点として、専門的な相談に応じ、総合的かつ継続的に支援をすることができる。 様々な相談に対応するため、件数が毎年増加している。		
実施内容	0 歳から 18 歳までの子どもたちが心身ともに健やかに育つように、子どもと保護者等にかかわる様々な相談 (子育て・しつけ・養育・発達・非行・不登校等に関する事) に応じながら、相談内容によっては一緒に考えるなど、養育環境全般において実情の把握と課題解決のための支援や、要保護児童対策地域協議会、子ども家庭センターなど関係機関との連携調整、及び支援が終了したと判断された子どものアフターケア、子どもが地域で孤立しないようにするための支援を行う。		
昨年度の相談対応数	相談対応数 13,042 件 ※延べ		
昨年度の主な相談	相談種別受付数	408	
	内訳	養護相談	356
		保健相談	26
		障害相談	0
		非行相談	0
		育成相談	12
		その他の相談	14
自己評価	<p>○相談者は低年齢児では保護者が多く、中高生になると所属機関を通して、子ども自身からの相談も増えてくる傾向にあり、虐待に至る前の相談ケースもある。</p> <p>○子どもや保護者が少しでも安心できるように、定期的に話を聴きながら訪問するなど、いつでも相談にきてほしいという気持ちで継続的に対応していくことで、大きな事象に至らずに済んでいるケースや、改善されたケースもあった。</p> <p>○SSW(スクールソーシャルワーカー)等学校関係者と連携して対応する例も増えており、同伴で家庭訪問する等、子どもの生活場面に外向くことで、より子どもに目を向け、子どもの小さな反応を見逃さないようにしている</p>		

事業名	人権相談事業 <b>KIDS 相談</b>
担当課	行政経営部 人権推進課 (泉南市人権協会)
所要額	0 円

事業概要	総合相談事業を委託している泉南市人権協会において、設置している「キッズ相談窓口」において、子どもたちの心配や悩みを受ける相談事業
実施場所	市民交流センターの人権協会
受付時間	毎週水曜日 15:30～17:30
相談方法	対面
周知方法	4月の校園長会にて、チラシ配布を依頼し、全小学生に配布している
相談を聴く人	人権協会職員2名
特徴	子どものみを対象とした相談事業
実施内容	前年度と同様、市民交流センター内で窓口を開催し、子どもたちが悩みを相談できる場所の提供を行った
昨年度の相談件数	0件
自己評価	令和4年度からは土曜日開催日を取り止め、毎週水曜日の特設開催日以外にも相談は常時受付けていたが、周知方法が充分ではなく、相談件数も思わしくなかった。さらなる周知方法の工夫が必要である。

事業名	行政経営部 人権推進課 <b>泉南市公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度） 設置準備委員会</b>
担当課	行政経営部 人権推進課
所要額	0円
事業概要	R1年度より実施 公的第三者機関（子どもオンブズパーソン制度）の創設に向けての検討を行う
実施場所	泉南市立市民交流センター
実施日	令和4年12月26日 令和5年1月16日
実施内容	泉南市の子どもに関する相談の現状と課題 ○現状と10次報告から、考えられる仕組みの検討
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4種類（救済機関+条例委員会+相談員）（救済機関+条例委員会）（救済機能のある条例委員会+相談員）（救済機能のある条例委員会）のメリット・デメリット</li> <li>●「相談」「救済」の言葉の捉え方</li> <li>●条例委員会と救済委員会の関係</li> <li>●市直轄で行う場合のメリット・デメリット</li> <li>●新しい仕組みの必要人員</li> <li>●公的第三者機関の専門性、第三者性</li> <li>●新しい子ども相談窓口の内容</li> </ul>
昨年度の実施回数	2回の会議の実施
自己評価	子どもの悩みや不安を受け止め、救済にむすびつけるために、公的第三者機関は必要であるとの認識は一致していたが、改めて市直轄でいじめに対応している市町村の事例も検討することになり、公的第三者機関として設置することの合意にはなっていない。令和4年度末には形をつくりたい

との思いがあったが、令和5年度に引き継ぐことになった。

## 第7条 子どもの居場所づくり

第7条では、「子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。」と定めています。居場所とは物理的な空間を指すにとどまらず、「私が私として存在しうる場所」という意味を帯びています。「居場所」は、子どもの権利条約の一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命と生存・発達への権利、意見表明・参加の権利）が、相応に担保された時間・空間・関係だともいえます。

市は「子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等」に基づき、市が直接子どもに居場所を提供することだけでなく、市内の子ども施設や市民等にも呼びかけ居場所づくりを積極的に推奨します。前述の「子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等」については早急に検討する必要があります。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>子ども元気広場推進事業</b>  <b>子ども元気広場</b>  <b>【担当課】</b>            教育部 生涯学習課（青少年センター）  <b>【事業の概要】</b>            子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、青少年センター及び市民交流センターの一部を使って常設型の居場所を確保した。また市内の全小学校にてアウトリーチ型の遊び広場を実施した。就学前の児童とその保護者向けに埋蔵文化財センターを利用したちびっ子遊び広場も実施。  <b>【事業実施日】</b>            延べ実施日数 662 日            （内訳）            青少年センター元気広場 291 日            市民交流センター元気広場 239 日            市内各小学校元気広場 91 日            ちびっ子広場 in まいぶん 41 日  <b>【実施場所】</b>            青少年センター及び市民交流センター、市内各小学校、埋蔵文化財センター  <b>【R4 実績】</b>            延べ参加人数 9,406 名            （内訳）            青少年センター元気広場 3,799 名</p>	<p><b>【実施内容】</b>            ○常設型の居場所事業では、子どもたちが自分たちのやりたいことを主体的にできる環境を作った。青少年センターでは、泉南中学校のグラウンドや体育館等も利用し運動遊びを行った。            ○アウトリーチ型の居場所事業では、各小学校の運動場や体育館を利用し、おもちゃ遊びや運動遊びを実施した。  <b>【自己評価】</b>            ○感染症対策を十分に行い常設型の居場所事業及び全ての小学校等で居場所事業を予定通り実施した。子どもたちからは、「もっと回数増やしてよ」「次いつ来るん？」「もう終わりなん。もっと遊びたい」「おもいっきり遊べたわ。また来るわ～」等の声を聞いている。また、保護者からも「子どもが遊び広場を楽しみにしている」「子どもがもっと時間と回数を増やしてほしいと言っているので、要望としてお願いしたくて連絡させていただきました」等、要望を含めた声があった。            ○各小学校で実施する元気広場事業で子どもやその保護者から実施日数の増加を希望する声があるが、職員配置に限界があり、人的な安全面の確保が難しいため実施日数の増加には至っていない</p>

<p>市民交流センター元気広場 1,036名 市内各小学校元気広場 4,048名 ちびっ子広場 in まいぶん 523名</p> <p>【R4 所要額】 565,652 円</p>	<p>現在は、一部地域の民生委員児童委員の方々にご協力いただいているが、子どもや保護者からの要望に応えられるように、他地域の民生委員児童委員の方々へも協力依頼を考える。</p> <p>○一部の地域では地区の民生委員児童委員の方々による安全見守りの御協力もあり、子どもを中心とした地域コミュニティが形成されつつある。</p>
<p><b>子どもの居場所づくり事業</b> <b>夏休みの子どもの居場所づくり事業</b></p> <p>【担当課】 教育部 生涯学習課（青少年センター） 教育部 文化振興課（図書館） 教育部 生涯学習課（埋蔵文化財センター） 教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】 青少年センター、埋蔵文化財センター、図書館の社会教育施設3館と人権国際教育課（CIR）による合同実施にて「みんな集まれ！こども遊び広場！」を実施。子どもが安心して遊べる居場所をつくり、その中で日常体験できないような活動を行うことで、学びにつながるような興味関心を高める事業を行った。</p> <p>【事業実施日】 7月22日、25日、27日、28日、29日、 8月1日、3日、4日、17日、18日</p> <p>【実施場所】市内各小学校</p> <p>【R4 実績】参加人数 205名 【R4 所要額】 1,127,406 円</p>	<p>【実施内容】 ○電気をテーマにしたおもしろ科学実験（青少年センター）と多文化に出会おう（図書館・埋蔵文化財センター・人権国際教育課）と題してCIRメンバー各国と日本の文化紹介を行った。</p> <p>【自己評価】 ○定員制による2部構成の実施により感染症対策をしっかりと行い、全小学校で実施した。夏休みのじっくりと時間がとれる中で、実験、クイズや本を通して多文化と出会う経験を行った。 子どもたちからは「ロボットが動く仕組みにびっくりした」「電気をつかって工作するのがおもしろかった」「○×クイズ楽しかったしワクワクした」「いろいろな文化を知れてよかったし、おもしろい本を読めた」等の感想があり、じっくりと取り組む子どもたちの姿があった。</p> <p>○夏季での実施のため、感染症対策と併せて熱中症対策を十分に行う必要がある。今後は、夏休み限定ではなく、年度の中で長期間のスパンでスケジュールを見直し、子どもたちが参加しやすい環境を作る必要がある。</p>
<p><b>教育支援センター事業</b> <b>泉南市教育支援センターつばさ</b></p> <p>【担当課】教育部 指導課</p> <p>【事業の概要】 泉南市立小中学校に在籍する不登校児童・生徒を対象に、家族以外の同年代の他者との生活への適応、児童生徒の情緒の安定や基礎学力の補充等に向けた支援を行うことで、学校復帰の一助</p>	<p>【実施内容】 ○学習について、学校での教材を中心に自主学習。指導員や補助指導員が学習面のサポートをする。 ○地域・社会教育施設・民間施設等と連携し、自然体験や社会体験をする。</p> <p>4月 泉南市立図書館の利用 5月 調理実習 ｼﾞﾏｼﾞ観察会@男里川河口</p>

<p>と学校以外の居場所を確保する。</p> <p><b>【事業実施日】</b>  月・火・木・金 9:30~14:30  水 9:30~12:00  (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p><b>【R4実績】</b> 在籍児童生徒は8名</p> <p><b>【R4所要額】</b> 305,437円 (役務費+需用費)</p>	<p>泉南市立図書館の利用</p> <p>6月 調理実習  泉南市立図書館の利用</p> <p>7月 七夕飾りつけ  子どもまつりの工作活動</p> <p>9月 泉南市立図書館の利用</p> <p>10月 調理実習  泉南市立図書館の利用  体育館を借りての運動遊び</p> <p>11月 遠足  泉南市立図書館の利用</p> <p>12月 クリスマスの工作活動  クリスマス会</p> <p>1月 消しゴムハンコ作り  デザイン書道  泉南市立図書館の利用</p> <p>2月 調理実習</p> <p>3月 お別れ会</p> <p>○学期 1~2 回程度、在籍児童生徒の学校との連絡会議</p> <p>○毎学期、関係機関と学校を訪問し、児童生徒へ対応相談。</p> <p>○毎学期、保護者との面談。</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○学校へ登校できない児童生徒が安心して過ごすことができる環境を整えることができている。</p> <p>○教育支援センターにつながっている児童生徒は一部で、多くの児童生徒が利用できるようにしたい。</p>
<p>図書館居場所相談コーナー整備事業</p> <p><b>泉南市立図書館お悩み解決! Teen's ティーンズコーナー」の設置</b></p> <p><b>【担当課】</b> 文化振興課 図書館</p> <p><b>【事業の概要】</b>  10代の子どもの悩み解決に役立つ図書、新聞、視聴覚資料の設置。また、子どもたちを見守り話を聞き、必要な情報を関係機関と連携する大人の「泉南市立図書館きらめきサポーター」を配置。</p> <p><b>【事業実施日】</b>  常時。サポーター配置は毎週土曜日。</p>	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>○市内の中学校、高校の生徒のおすすめの本のPOPを作成してもらい、展示した。高校の図書部の生徒と共に、コーナーの飾りつけや企画展示を行った。</p> <p>○ティーンズ向けのリサイクル市を開催した。来場者の意見を参考に次回開催に向け準備中。</p> <p>○子どもたちが思いをかける自由帳を置いた。</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○サポーターの方々からの意見を参考に子どもたちに身近なコーナーにしたい。</p>

<p>【実施場所】 泉南市立図書館 1 階ロビー</p> <p>【R4 実績】 コーナーの資料は毎日貸出あり。</p> <p>【R4 所要額】 703,000 円</p>	<p>○コーナーに滞在している子どもたちを見かけることもあり、居場所になっていると考えられる。</p>
---	---

## 第 8 条 子どもの権利に関する学習と教育①(子ども施設・行政職員対象)

第 8 条 1 項では、「市は、市の職員及び子ども施設の職員が、子どもの権利条約についての認識と理解を深め、この条例の具体的な実施に主体的に取り組み、もって子どもの最善の利益の実現に不断に努めることができるよう、子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設けるものとします。」と定めています。市長部局と教育委員会とが連携して、市の全職員および学校の全教職員を対象として、毎年度の年間計画に位置づけて実施するとともに、民間の子ども施設についても、積極的に働きかけます。また、積極的な広報、情報発信、資料提供等に努め、子どもの人権・権利をどこまでも尊重する職場の文化や土壌を豊かにします。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>教職員人権教育事業</b></p> <p><b>初任者人権教育研修</b></p> <p>【担当課】 教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>&lt;H25 年度より実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校新規採用教職員、初任者講師・保育士等対象の人権教育研修を実施。</li> <li>・「子どもの権利」学習を通して、子どもの見方や背景を探り、子どもの話を聴くことの意味を考える。</li> </ul> <p>【事業実施日】 6 月 15 日</p> <p>【実施場所】 オンライン</p> <p>【R4 実績】 27 人参加</p> <p>【R4 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○「子どもが安心して過ごせる学級づくり～子どもの権利の視点から考える～」をテーマに、日々のかかわりの中から見えてくる子どもの言動の背景にあるものを探り、子どもが安心して過ごせる学級づくりについて、子どもの権利の視点から考えた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○受講者からは「普段子どもの声を聞くように心がけているつもりだが、改めて子どもへの接し方を見つめ直したいと思った」という感想をいただいた。</p> <p>○子どもたちのつぶやきや話すことをしっかりていねいに受け止め、子ども 1 人ひとりの理解につなげることが大切だということを共有することができた。</p>
<p><b>泉南市人権教育研究協議会補助金事業</b></p> <p><b>泉南市人権教育研究協議会・専門部活動</b></p> <p>【担当課】 教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉南市人権教育研究協議会の「集団づくりと自主活動」専門部及び「共に生きる」専門部において、子どもの権利にもとづいた集団づくりを進めるための研究を実施。</li> </ul> <p>【事業実施日】</p> <p>「集団づくりと自主活動専門部」</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○子どもたちが自分たちの権利を保障されながら安心して自分を出し、仲間と共に育つために、教職員がどんな視点をもって取組を作っていくのかを考えた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○日々の学校生活の中で子どもの声を聴くことの大切さや、子どもの権利を大切にするためにどんな取組をしていけばいいかを考え、共有することができた。</p>



<p>①5月18日②6月27日③7月29日 ④11月29日⑤令和5年2月24日 「共に生きる専門部」 ①5月18日 ②7月7日 ③7月29日 ④11月24日 ⑤令和5年2月20日 【R4実績】203人 【R4所要額】0円</p>	
<p><b>子どもの権利に関する条例推進事業</b> <b>泉南市新規採用職員研修</b> 【担当課】教育部 人権国際教育課 【事業の概要】 ＜H29年度より実施＞ 新規採用職員研修において、「泉南市子どもの権利に関する条例について」を実施。 【事業実施日】7月5日 【実施場所】大会議室 【R4実績】7人参加 【R4所要額】0円</p>	<p>【実施内容】 ○「子どもの権利～ワークショップを通して考える～」をテーマに、「子どもの権利条約」や「泉南市子どもの権利に関する条例」について知り、「意見表明と参加の権利」の実現にむけた取組について考えた。 ○子どもの意見をまちづくりに生かすことを意識するために、DVDなどを活用してせんなん子ども会議の活動を知らせた。 【自己評価】 ○新規採用職員の「泉南市子どもの権利に関する条例」認知度は(4人/7人)だった。新規採用職員という新鮮な時期に「子どもの権利」について知ってもらうことの重要性を感じた。 ○受講者からは「子どもたちに対して、自治体として様々な取り組みを行っていることを知った。子どもの権利について、自治体職員としても真剣に向き合っていかなければならないと感じた」という感想があった。 ○ワークを通して、自らの担当業務が子どもの権利の実現にどのように関係しているのかを共有することができた。</p>
<p><b>ファミリー・サポート・センター事業</b> <b>ファミリー・サポート・センター協力・両方会員研修会</b> 【担当課】健康子ども部 家庭支援課 【事業の概要】 ・ファミリー・サポート・センター協力・両方会員対象の研修会(年14回開催)において、子育てに関する様々なテーマ(遊び・障害・食・事故など)の学習を行った。 ・子どもを預かるうえでの知識や実技を学習することで、不安や悩みを解消することを目的</p>	<p>【実施内容】 ○6月14日は『子育て環境と親子支援』のテーマで、泉南市の子育てに関する制度とともに子どもの権利条約について伝える研修を行った。 ○障害に関すること、児童虐待に関すること、事故から子どもを守ることも人権を大切にしている取り組みととらえ講座を行っている。 【自己評価】 ○自身の子育てが少し落ち着いた世代が多い</p>

<p>に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター『ひだまり』の子育て応援団、保育ボランティアグループすまいるママ、一般の方も参加可能。</li> </ul> <p>【事業実施日】</p> <p>①②6月14日③④6月22日⑤⑥6月29日⑦⑧6月30日⑨7月6日⑩7月20日⑪⑫7月27日⑬11月8日⑭2月8日</p> <p>【実施場所】</p> <p>地域子育て支援センター『ひだまり』、その他</p> <p>【R4実績】</p> <p>93人(内 子どもの権利に関する研修は10人参加)</p> <p>【R4所要額】0円</p>	<p>ので、自分の子育てを振り返る内容の感想が多い。</p> <p>○今年度は子ども食堂からの参加があり、「子どもの考え・意見も聞き、生きる・育つ・守られる・参加する権利を前提として事業運営を実施したいと思う。」「子どもの権利が子ども達にとって何が必要なのかを知る機会になった。子ども食堂をするのにどういったサポートが必要なのか考える必要があると思った。」などの感想があった。</p>
<p><b>地方創生推進交付金事業</b></p> <p><b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</b></p> <p>【担当課】行政経営部 人権推進課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>「子どもにやさしいまち」を具体化するために、条例第8条各項にいう「子どもの権利を学びあう」をテーマに以下の事業に取り組む。子どもの権利を理解、尊重して子どもの権利に関する条例を推進する人材を養成する。</p> <p>①職員研修事業（連続）</p> <p>②権利学習を推進する教育課程に関する研究ワークショップ事業</p> <p>③職員研修事業（1回）</p> <p>【事業実施日】</p> <p>① 令和5年1月10日 1月23日 1月30日 2月2日</p> <p>② 5月18日 6月27日 11月29日 令和5年2月24日</p> <p>③ 6月15日 10月19日 11月16日</p> <p>【実施場所】</p> <p>①市民交流センター</p> <p>① 鳴滝小学校</p> <p>② 泉南中学校（6月15日） 埋蔵文化財センター（10月19日） 田尻教育センター（11月16日）</p> <p>【R4実績】</p>	<p>【実施内容】</p> <p>①行政職員（学校教職員を含む）対象の連続研修（全5回）を講師を招聘して実施</p> <p>②泉南市人権教育研究協議会と共同研究で子ども参加の学校園所づくり事例集検討、最終日は講師を招聘して実施</p> <p>③3か所ともに人権推進課が担当し、権利学習を実施</p> <p>【自己評価】</p> <p>○これまでの自分の子ども観が、パターンナリストティックな子ども観であることに気づいた人が多く、今まで以上に広い視野で子どもの問題に目を向けることができるようになったとの意見もみられた。</p> <p>○子どもの意見を聴くことの意味や参加の重要性が伝わり、「子どもの最善の利益は子どもに聞かなければわからない」という言葉を忘れないようにしたいとの意見もあった。</p> <p>○子ども参加の学校園所づくりでは、取り組みの経過を冊子にまとめることができ、この3年間の取り組み冊子が3冊となった。各学校園所で活用していただけることを期待している。</p> <p>○図書司書研修も3年目となり、11月20日の子どもの権利の日を中心に、子どもの権利の啓発、広報に図書室から取り組むという動きができています。</p> <p>○泉南市の学校に勤務するALTの方に、CIR（国</p>

<p>①連続の参加申し込み者数 14 名、参加延べ人数 39 名</p> <p>②泉南市人権教育研究協議会「自主活動と集団づくり」専門部会延べ参加者数 70 名 部会参加者 30 名程度</p> <p>③図書司書研修 6 名 JET ミーティング 24 名 泉南南部幼稚園職員研修 40 名 【R4 所要額】 254,310 円</p>	<p>際交流員) が通訳をして、子どもの権利についての講座を実施し、「日本ではオレンジリボンが何を表しているかがわかった」「興味深いテーマで話し合うことができた」「子どものことを深く考えさせられた」などの意見をいただき、国籍を超えて権利条約を伝えることができた。</p> <p>○泉南南部幼稚園職員の研修では、子どもは、こんな時に「なんでやねん」って思っているだろうとおとなが考える幼児の「なんでやねん」を書き出したことで、保育を見直すきっかけとなった。</p>
--	---

## 第 8 条 子どもの権利に関する学習と教育②（子ども対象）

第 8 条第 2 項では、「子ども施設は、当該施設を利用する子どもたちに、子どもの権利条約を伝え、子どもが権利の主体として知識・スキル及び態度を身につけていくことができるよう、子どもの権利に関する積極的な教育及び啓発活動を教育課程等に位置付け実施するものとします。」と定めています。具体的には、①子どもたちに子どもの権利条約を伝えること、②子どもが権利の主体としての知識・スキル・態度を身に付けられるよう支援すること、③そのために子どもの権利に関する積極的な教育・啓発に取り組むことの 3 点です。子ども施設とは、教育施設や児童福祉施設とともに、社会施設も含まれます。特に学校や保育所等においては、教育課程や保育課程に位置付けて計画的に実施することになっています。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>人権教育推進事業</b> <b>学校園に対する人権国際教育課ヒアリング</b> 【担当課】 教育部 人権国際教育課 【事業の概要】 &lt;H24 年度より実施&gt; ・学校園に対する人権教育課ヒアリングにおいて、子どもの権利の学習を教育課程へ位置づけることを促し、その実施状況を把握する。 【事業実施日】 5 月と 2 月  【実施場所】 5 月：各学校園を訪問 2 月：市民交流センター  【R4 実績】 幼稚園 2 園、小学校 10 校、 中学校 4 校で、各 2 回ずつ実施。</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○第 1 回：人権保育教育推進計画及び年度初めの学校の状況（児童生徒、保護者、教員）の共有。</p> <p>○第 2 回：人権保育教育推進計画の進捗状況及び各取組の実施状況を確認。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○11 月 20 日の泉南市子どもの権利の日に合わせた取組は定着しており、各校の取組をまとめた冊子を各校に配付した。</p> <p>○第 1 回、第 2 回とも学校園より子どもや保護者の実態、人権課題に関する取組の様子や子どもの反応などをうかがうことができた。</p>

<p>【R4 所要額】 0 円</p> <p>人権保育推進事業</p> <p><b>保育園所・こども園に対する人権保育ヒアリング</b></p> <p>【担当課】 健康子ども部 保育子ども課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>保育園所・こども園に対して人権保育に関するヒアリングを行い、人権保育の促進を図る。</p> <p>【事業実施日】 6 月と 2 月</p> <p>【実施場所】 各保育施設</p> <p>【R4 実績】 公立…こども園、保育所、 児童発達支援センター 民間…こども園 (2 園)、保育園 計 6 施設</p> <p>【R4 所要額】 0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○1回目…各施設を訪問し、人権保育推進計画や新年度状況等の確認・共有を行った。また、子どもの権利の取組実施をお願いした。</p> <p>○2 回目…各施設を訪問し、人権保育の取組報告を聞かせてもらった。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○各施設の取組を聞くことで、人権保育に対する意識や施設の様子がよくわかった。園により人権保育に対する意識の差があるので、その園に合った助言や情報提供を行っていく必要がある。</p> <p>○子どもの権利については、今年度も公立こども園の取組見学会を実施。昨年度まで取組をしていなかった園も参加し、自園でも取組を実施してもらうことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見学会への参加は公立保育所 1、民間こども園 1、民間保育園 1 の 3 施設</li> <li>・取組の実施は全施設 (児童発達支援センターは保護者のみ)</li> </ul>
<p>認定こども園事業</p> <p><b>子どもの権利を学ぶ</b></p> <p>【担当課】 健康子ども部 保育子ども課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>3 歳児から 5 歳児を中心に、発達に応じた方法で「子どもの権利」について学ぶ。</p> <p>【事業実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳児…11 月 7 日</li> <li>・ 4 歳児…11 月 15 日</li> <li>・ 5 歳児…11 月 11 日</li> </ul> <p>【実施場所】</p> <p>なるにっこ認定こども園</p> <p>【R4 実績】</p> <p>3 歳児 38 名 4 歳児 37 名 5 歳児 40 名 職員 15 名 外部見学者 8 名</p> <p>【R4所要額】 0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○みんなで学ぼう子どもの権利(就学前版)を参考に、子どもの実態と照らし合わせながら「たった一つの大切な命、誰もが持っている 4 つの権利」を子どもが身近に感じられるように劇を通して伝えた。</p> <p>○3 歳児は劇ではなく、「大切な存在である」ことを伝える為に、絵本の読み聞かせを行った。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○担任と話し合い、日常にありがちな出来事を劇にしたことで、子どもの実態にあった内容になり、子どもの権利と自分の生活を重ねて考えることができた。活動後も各クラスで振り返りをする中で、日常の中で話をする姿がみられた。</p>
<p>地方創生推進交付金事業</p> <p><b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</b></p> <p>【担当課】 行政経営部 人権推進課</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○市民交流センターまつりで、集まったこどもたちを対象に子どもの権利すごろくを実施。その後、自分の中の「なんでやねん」「すてき</p>

<p><b>【事業の概要】</b>          ゆうてみい(YOU TO ME)サポーターが、スタッフとなり子どもの権利すごろくを実施し、子どもの権利について伝えた</p> <p><b>【事業実施日】</b>          ①11月12日 ②11月20日</p> <p><b>【実施場所】</b>          ①市民交流センター ②西信達小学校</p> <p><b>【R4実績】</b>          ①集まった子どもたち          ②小学校5年生2クラス授業</p> <p><b>【R4所要額】</b> 31,000円</p>	<p>やねん」を紙に書いて、クリスマスツリーに飾って掲示する。</p> <p>○小学校の参観日で、子どもの権利すごろくを実施するとともに、子どもの権利について知らせる。</p> <p><b>【自己評価】</b>          ○日常の中の「なんでやねん」は、子どもの権利と関係していることに子どももおとなも気づくきっかけになった。子どもたちの「なんでやねん」の中には、「聞いてほしい」「決めつけないでほしい」という自己決定に関するものが多かった。</p> <p>○権利すごろくは、その場で知った子どもの権利が日常に浸透していくことが必要であるため、その後の取り組みが大切になると思うので、学校での継続した取り組みを期待したい。</p>
<p>地方創生推進交付金事業</p> <p><b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業 就学前施設における実践交流会</b></p> <p><b>【担当課】</b> 行政経営部 人権推進課</p> <p><b>【事業の概要】</b>          令和2年度に作成した子どもの権利学習教材（就学前）を使用した権利学習の実践報告を行い、就学前保育における権利学習の必要性や行う際の留意点について話し合う</p> <p><b>【事業実施日】</b> 令和5年3月2日</p> <p><b>【実施場所】</b> 市民交流センター</p> <p><b>【R4実績】</b> 公立園3名、行政3名、有識者1名</p> <p><b>【R4所要額】</b> 20,000円</p>	<p><b>【実施内容】</b>          ○それぞれの施設での権利学習の実践をもちより、意見交換をするとともに、有識から助言をいただく。</p> <p><b>【自己評価】</b>          ○教材は2年前に作成したが、作っておわりではなく継続して取り組むことが大切。作った教材は、その年の子どもたちの実態に合わせて作りかえているので、教材が生き続けていく。このような取り組みの中で泉南市の子育て環境を考えていくことに意味がある。自死をうけて、彼が望んでいたことが何だったのか、そこに近づくように私たちは考えいかなければならない等の助言を受けた。</p>

## 第8条 子どもの権利に関する学習と教育③（保護者・市民対象）

第8条第3項では、「市及び子ども施設は、親その他の保護者及び市民等が子どもの権利条約に関する積極的な学習の機会をもつことができるよう、子どもの権利に関する社会教育、生涯学習および地域福祉活動を奨励し、必要な条件整備を図ります。」と定めています。保護者や市民等に子どもの権利学習の機会を提供するよう、とくに社会教育、生涯学習、地域福祉活動に位置づけます。具体的には、学校のPTA活動、地域の公民館活動、校区等での人権啓発活動など、すでに取り組みされているさまざまな活動の中に、子どもの権利に関する学習活動を積極的に位置づけることです。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p>地域子育て支援拠点事業  <b>子育て支援センター「ひだまり」での  保護者向け研修</b>  【担当課】健康子ども部 家庭支援課  【R4 所要額】0 円</p>	
<p><b>(1)「赤ちゃん教室」での保護者研修</b>  【事業の概要】  ・生後4か月～1歳までの子どもと保護者対象の親子教室  ・講座やグループワークを通して仲間づくりをする。  ・専門的な知識を得たり体験談を聞いたりすることで子育ての不安や悩みを軽減する。  ・市内の施設、関連機関、地域で活動している人たちを知るきっかけづくり。  ・保護者がスタッフとの関わりから、自身を認められ自尊感情を高めたり、子育ての知識を得たりする。  【事業実施日】  年3クール(1クール5回)  ①5月～6月  ②9月～10月  ③10月～11月  【実施場所】  地域子育て支援センター『ひだまり』  【R4実績】のべ164名  ①11組(うち1組は双子)  ②12組  ③13組</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○教室内の一講座として人権国際教育部職員に『生活の中の子どもの権利』をテーマに子ども会議DVDの視聴やグループワークを行い子どもの人権について考える時間とした。  ○主催はわんぱくっ子育成推進会議で、地域子育て支援センターひだまり・なるにっこ認定こども園・浜保育所・ニチイキッズ泉南保育園・信達こども園・西信達くねあ・ココアンジュ新家・民生委員児童委員協議会の担当者がスタッフとして関わっている。  ○周知方法はホームページ、広報紙、チラシの配架(わんぱくっ子育成推進会議参加機関、樽井こども園、図書館、保健センター、家庭支援課)、チラシ配布(保健センターこんにちは赤ちゃん訪問、4か月児健診、ほっとママサロン、ひだまり事業利用の対象者、それぞれ教室の説明も行っている。)  <b>【自己評価】</b>  ○市外からの転入者が多く、子どもの権利について知らない方が約8割だった。親になって間もない時期に聴くことで、これからの子育てへ意識の持ち方が変わってくるのではないかと思う。  ○主な感想「イヤイヤ期から自分の意見をたくさん話してくれているのに大人にはわがままばかりに聞こえて怒ってしまっていた。」「グループワークで他の人の意見を聞くことができ良かった。」「子どもと二人きりだと気負いが大きくなりがちだが地域全体で子どもを見守ってくれると思うと安心できる。」「自分は子どもに対して子どもの権利をちゃんと守ってあげられる親になりたいし、自分たち親も幸せな状態で子どもを幸せにしてあげたい。」</p>

<p><b>(2)「子育て講座」での保護者研修</b></p> <p><b>【事業の概要】</b> 講師を招いて子育てに関する学習やリフレッシュできる場の提供</p> <p><b>【事業実施日】</b> 年間 10 回 ①5 月 25 日②6 月 15 日③7 月 6 日④9 月 14 日⑤10 月 19 日⑥11 月 9 日⑦12 月 14 日⑧1 月 18 日⑨2 月 8 日⑩3 月 15 日</p> <p><b>【実施場所】</b> 地域子育て支援センター『ひだまり』</p> <p><b>【R4 実績】</b> 144 名(一時保育 143 名) 『生活の中の子どもの権利』の参加は 10 名</p>	<p><b>【実施内容】</b> ○11 月 9 日に人権推進課職員が『生活の中の子どもの権利～子どもと話をしよう』をテーマに講座を行った。</p> <p><b>【自己評価】</b> ○講座の内容によってはすぐに予約が埋まってしまうが、子どもの権利というと少し堅苦しく感じるのか積極的な参加は少なく、広場に遊びに来た保護者に内容を紹介して参加を募った。 ○主な感想「権利とか難しい話だと思っていたがとても聞きやすく参加してよかった。」「子どもの当たり前の権利を当たり前にしてあげたいと思った。」「意見を聴いたら実行してあげないといけないと思っていたが聞いてあげることが大事と知り心が軽くなった。」「子育てに正面から向き合いしんどいと思うこともあるが、対話を大切にして楽しみたいと思った。」</p>
<p>幼児教育事業</p> <p><b>公立幼稚園での保護者研修会</b></p> <p><b>【担当課】</b> 教育部 人権国際教育課・指導課</p> <p><b>【事業の概要】</b> ・公立幼稚園において、条例委員・指導主事・幼稚園長・職員等がファシリテーターとなり、保護者研修を実施。 ・子育て中の保護者を対象に「子どもの権利」を知ってもらうことで、日々子どもへのかかわりや子育てに生かすことを目的とした。</p> <p><b>【事業実施日】【実施場所】【R4 実績】</b> 10 月 15 日あおぞら幼稚園 10 人参加 11 月 16 日くすのき幼稚園 24 人参加 <b>【R4 所要額】</b> 10,000 円</p>	<p><b>【実施内容】</b> ○職員による寸劇、ワークショップ、条例委員や指導主事・園長の講話等により、日常生活の中にある子どもの権利について学んだ。</p> <p><b>【自己評価】</b> ○職員による寸劇は、毎年内容を見直し、担当者が主体となって取り組んでいる。 ○条例委員、指導主事の講話のなかで、保護者から「子どもの目を見てしっかり話を聞きたい。」「子どもの意見を聞く機会を奪っていたことを振り返り反省した。」「おとなの立場と子どもの視点では全く違うということに改めて気づくことができた。」という感想があった。 ○保護者研修をとおして、初めて子どもの権利に関する条例のことを知る方もいるので、今後も引き続き、取組をすすめていきたい。</p>
<p>地方創生推進交付金事業</p> <p><b>ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業</b></p> <p><b>【担当課】</b> 行政経営部 人権推進課</p>	<p><b>【実施内容】</b> ○単発での講座では、人権推進課の職員が子どもの権利と泉南市の取組みについて伝え、おとなの役割について共に考える時間とした。</p>

**【事業の概要】**

「子どもにやさしいまち」を具体化するために、条例第8条各項にいう「子どもの権利を学びあう」をテーマに市民や保護者を対象に研修を実施する。子どもの権利を理解、尊重して子どもの権利に関する条例を推進する人材を養成する。

- ①校区人権啓発推進協議会総会における研修
- ②ふくまちサポーターリーダー養成研修
- ③子どもの権利を考えるシンポジウム
- ④子どもの居場所を考える映画上映会
- ⑤ゆうてみい (YOU TO ME) サポーター養成講座

**【事業実施日】**

- ①第1回 5月10日 5月12日 5月17日 5月19日 5月20日 5月21日

参加延べ人数 159名

- ②11月2日 (ふくまちサポーター) 参加者 12名

- ③11月26日 参加者 43名

- ④令和5年2月26日 参加者 107名

- ⑤6月16日 6月29日 7月12日 8月10日 8月25日

延べ参加人数 26名

- 第2回 令和5年2月8日 2月16日 2月26日 2月28日 3月1日

延べ参加人数 62名

**【実施場所】**

- ①は、各校区の公民館や老人集会所等
- ②③は泉南市総合福祉センターあいびあ泉南
- ④は文化ホール
- ⑤は市民交流センター

**【R4実績】**

その他、幼稚園、ひだまり、ファミサポにおいても、研修を実施 (関係課において記載)

**【R4所要額】**

- ①16,000円
- ②0円
- ③70,800円
- ④289,300円
- ⑤175,000円

○連続の講座では、講師招聘研修とした。講座を終了した人で希望される人はゆうてみい (YOU TO ME) サポーターとして登録していただいた。

**【自己評価】**

○校区人権啓発推進協議会総会における研修では、各校区の役員に子どもの権利すごろくの体験と子どもの権利学習を実施した。広く校区住民に伝えていく場として、この場は有効であると考えるので数年に1回は計画的に実施したい。

○ふくまちサポーター研修では、毎年参加しているという熱心な方もいた。今年は、ふくまちサポーター研修でも子どもの権利すごろくを活用したが、子どもの「なんでやねん」に共感できないという意見もいくつか見られたが、十分な対話をする時間はとれなかった。

○シンポジウムでは、ゆうてみい (YOU TO ME) サポーターの若者、現役の保育士、行政職員がパネラーとなり、それぞれの立場から泉南市の子どもの権利に関する条例10年について語った。子どもの権利のことを知らなかった高齢者の方も、このような条例のあることを知り、また講師の先生の話をお聞き、子どもを高齢者に置き換えて、今後自分なりにやるべきことをやっていきたいとの意見をアンケートに記載していた。まだまだ条例を知らない人がいることを思うと、広報啓発の地道な取り組みが必要である。

○居場所の映画会では、このような居場所があれば、彼は亡くならなかったのではないかという記述も見られた。子どもたちにとって、ありのままを認めてもらえる居場所の必要性、おとなの関わり方を考えるきっかけとなったが、泉南市にはないから見ても仕方がないというような意見も見られた。

○ゆうてみい (YOU TO ME) サポーターの後期研修では、学習支援を行っているNPOからたくさんの方が参加があり、学んだことをすぐに生かすことのできる現場の方が研修を受講することの大切さを実感できたので、他の子ども



<p>認定こども園事業</p> <p><b>保護者学習会</b></p> <p>【担当課】健康子ども部 保育子ども課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>保護者の実態をふまえながら、様々なテーマで学習会を実施し、子育てに関する知識や人権力の向上を図る。</p> <p>【事業実施日】11月10日</p> <p>【実施場所】なるにっこ認定こども園</p> <p>【R4実績】保護者10名</p> <p>【R4所要額】0円</p>	<p>も食堂の方等にも声をかけていきたい。</p> <p>【実施内容】</p> <p>○『学びにつながる遊び～かわいい子には、あそばせよう～』というテーマで、普段の遊びが学びにつながっていることを伝え、遊びの大切さ、挑戦する気持ちの大切さなどを一緒に考えた。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○話を聞いた後、家庭でしている遊びがどの学びにつながるかを保護者同士で話し合うことで、いろいろな視点を知る機会になったり、「日頃服を汚す遊びは嫌だと思ってつい怒ってしまいがちだが、話を聞いて怒らず見守ってあげようと思いました。」「子どもがやりたいと思う事はできるだけさせてあげたいと思いました。」と保護者からも感想をもらい、子どもの遊びや子育ての知識について考える良い機会となった。</p>
<p>子ども総合支援センター事業</p> <p><b>保護者学習会</b></p> <p>【担当課】健康子ども部 保育子ども課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>障害についての理解を深め、子どもへの関わり方や支援の方法を学び合い、我が子やその他の子どもへの理解につなげる。また保護者交流の場も設定し、リフレッシュや困り感の共有・育児不安の軽減を目指す。</p> <p>【事業実施日】第1,3水曜日全18回実施</p> <p>【実施場所】子ども総合支援センター</p> <p>【R4実績】11月16日 参加者12名</p> <p>【R4所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○教育部人権国際教育課主幹による泉南市子どもの権利に関する条例（4つの子どもの権利利）についての話やグループワーク、絵本「おこだでませんように」の朗読など、子どもの権利についての研修会を実施。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○参加した保護者から「親だからと子供の人生や考えを決めたりせず、子供自身の気持ちを大切に、そして自分の事も大切にしていきたいなと思います。」「学校でお話を聞いてきました。その時も親子で考えました。4つの大切な柱があり、考えるとたくさんあり、どれも大切な事でした。」「今回の勉強会はとてもわかりやすく、考える時間もあり、深く知ることができたと思います」「子どもはまだまだ守られるべき存在なので、大人の都合や気分で傷つけられるのは許されることではないなと改めて思いました」「子どもの権利のお話を思い出し、今しかない今しか見れない子どもたちの笑顔や時間を大切にしていこうと思いました」等、様々な感想が聞けた。子どもの権利に関する条例があるとは知っていたがどんなも</p>

	<p>のなのか具体的には知らない人も多かったが、グループワークにて様々な子どもの権利について一緒に学べた。子どもの発達理解と共に今後も継続して周知する必要性を感じた。</p>
--	---

## 第9条 親その他の保護者の支援

第9条では、「親その他の保護者は、子どもの権利を尊重し、子どもの発達する能力と一致する方法で、子どもの養育についての責任、権利及び義務を果たすことができるよう、必要な支援を受けることができます。」と定めています。しかし現実においては、子どもの年齢にかかわらず、子どもの生活習慣やしつけ、発達や発育、教育や将来のことなど、さまざまな悩みを抱えながら、ゆとりをもって子どもに接することができない状況にある親や保護者も少なくありません。こうした親や保護者の置かれている現実を重視して、虐待や貧困から子どもを救うために、必要な支援を受ける親や保護者の権利をうたっています。市は、「保護者との共同に努める中で」保護者が子どもの権利を尊重して子どもを養育できるよう保護者自身が利用することのできる仕組みを整え、必要な支援に努めます。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>教育支援センター事業</b> <b>教育相談</b> 【担当課】教育部 指導課 【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校園生活や家庭生活での子どものことで保護者から相談を受ける、電話または来庁による相談事業。</li> <li>・ 相談窓口として、教育支援センターつばさ指導員等（任期付職員2名・会計年度任用職員1名）、教育相談員（任期付職員・臨床心理士等）1名）、SSW（会計年度任用職員・社会福祉士等5名）、指導主事等が対応。</li> <li>・ 学校の指導に対する保護者の不安や登校しづりに関する相談、発達や友達関係についての相談DVに関する相談等。</li> <li>・ 相談内容については、相談者の同意のもと、当該学校園と連携し問題の解決にあたる。必要に応じて、家庭児童相談室、教育支援センターつばさ、子ども総合支援センター、保健センター等関係機関と連携して対応。</li> </ul> <p>【事業実施日】</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校、問題行動、発達課題、家庭状況の複雑化等、様々な要因が絡んだ相談ケースは増えている。</li> <li>○ 教育支援センター指導員、補助指導員、SSW、指導主事等が相談対応をしている。</li> <li>○ 学校や専門機関（家庭児童相談室や子ども総合支援センター等）とのパイプ役となる相談事業であるが、子どもにかかわる課題は多様化している。最近では、保護者の悩みと子どもの悩みを同時に受けとめ、学校の先生へ助言や支援をすることが重要な役割となっている。</li> <li>○ 巡回訪問として、家庭児童相談室、教育支援センター、子ども総合支援センター等と連携し、年間3回全ての小中学校を訪問している。子どもの実態把握を行い、不登校や問題行動の未然防止に努めているところである。</li> </ul> <p>【自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広い相談に対応することで、保護者の不安軽減、及び解消につながっている</li> <li>○ 関係機関（家庭児童相談室や子ども総合支援センター等）と連携し、ケース会議・支援に</li> </ul>

<p>月～金曜日 9:00～17:30 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p><b>【R4 実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全件数を合わせるとのべ 1369 件</li> <li>・継続して支援を行っているケースも多い。相談内容については、</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>家庭環境に関すること (虐待・貧困を除く)</td> <td>347 件</td> </tr> <tr> <td>不登校に関すること</td> <td>275 件</td> </tr> <tr> <td>発達障がい等に関すること</td> <td>193 件</td> </tr> <tr> <td>心身の健康・保健に関すること</td> <td>161 件</td> </tr> <tr> <td>友人・教職員等との関係に関すること</td> <td>143 件</td> </tr> </table> <p>いじめ、暴力行為、非行等の問題行動に関すること 133 件</p> <p>児童虐待に関すること 48 件</p> <p>貧困に関すること 26 件</p> <p>ヤングケアラーに関すること 19 件</p> <p>その他 24 件</p> <p><b>【R4 所要額】 305,437 円 (需用費+役務費)</b></p> <p><b>【周知方法】 広報せんなん 市 WEB サイト</b></p>	家庭環境に関すること (虐待・貧困を除く)	347 件	不登校に関すること	275 件	発達障がい等に関すること	193 件	心身の健康・保健に関すること	161 件	友人・教職員等との関係に関すること	143 件	<p>つなげている。</p> <p>○相談のニーズが年々増加するとともに、相談内容が複雑化しており、現在の相談体制だけでは対応が難しいケースも見られるため、体制強化として、正規職員の心理職の採用を今後進めていく。</p> <p>○継続して相談しているケースも多く、安心して相談できる体制をとることができている。</p>
家庭環境に関すること (虐待・貧困を除く)	347 件										
不登校に関すること	275 件										
発達障がい等に関すること	193 件										
心身の健康・保健に関すること	161 件										
友人・教職員等との関係に関すること	143 件										
<p>子ども総合支援センター事業</p> <p><b>りんごの広場</b></p> <p><b>【担当課】 健康子ども部 保育子ども課</b></p> <p><b>【事業の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達面に関して課題のある在宅の未就学児に遊びを提供したり、保護者からの相談を受けたりする。また保護者同士の交流の場とする。</li> <li>・周囲に気兼ねせず安心して遊ばせることができる場所の提供をする。</li> <li>・育児不安の軽減や早期療育につなぐきっかけにする。</li> </ul> <p><b>【事業実施日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第 1,2,3 木曜日と偶数月の第 4 木曜日 (8 月の実施なし) 10:00～11:30 (子ども総合支援センター・保健センター・あいびあ泉南の 3 か所で、週替わりで開催)</li> </ul> <p><b>【R4 実績】 計 31 回 延べ 446 名参加</b></p> <p><b>【R4 所要額】 0 円</b></p>	<p><b>【実施内容】</b></p> <p>○子どもが自分で選び、自由に遊べるよう玩具や遊具などを準備し、発散して遊べる場の提供。保護者同士の交流が出来るようつなぐ。また保護者の子育てに関する相談と一緒に考え、共有する。</p> <p>○子ども総合支援センター事業の広場事業以外に地域の福祉委員会主催の広場事業 (一丘地区の「どんぐりひろば」、砂川地区の「のびのびひろば」) にも参加し、発達面で課題のある子どもの保護者からの相談を受けている。</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○子どもや保護者の方が行きなれた場所や行ったことのある場所を開催場所とすることで利用しやすくしている。それぞれの場所を利用する親子もおり、違う環境での遊びを楽しんでいる。</p> <p>○親子教室利用児・リバースクールのきょうだい児やひだまり利用児の参加が主で継続して利用してくれている。また保護者同士のつながりで子どもの発達が気になる保護者の方の利用</p>										

	<p>もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども総合支援センターの親子教室やリバーズスクールに入室・入所につながる子どももいた。</li> <li>○予約なしで利用できる事や公園に遊びに行きにくい親子など他の子どもに気兼ねすることなく安心して遊べたり、保護者同士で話をしたりすることができる場として、くり返し利用する親子が多い。</li> </ul>
--	--

## 第10条 子ども施設職員の支援

第10条では、「子ども施設の職員は、その職務を通して子どもの最善の利益を具体的に実現していくことができるよう、必要な支援を受けることができます。」と定めています。

子ども施設の職員は、基本的には多様な子どものニーズに自ら応えることのできる専門性を有するものといえますが、子どもや家族をとりまく状況が多様化し、急速に変化する今日においては、専門職を含め子ども施設の職員自身が、何よりも子どもの最善の利益に貢献するために、有効な支援を必要としているといえます。必要な支援とは、子どもの最善の利益を実現していくために必要な施策として、基本的には、施設・設備や人員配置、研修機会等の充実などを指しています。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>子ども子育て支援事業</b>  <b>泉南市内保育施設合同研修会</b>  【担当課】健康子ども部保育子ども課  【事業の概要】  市内就学前施設の職員を対象にした研修会において、子育て支援についての共通意識を図るとともに、各施設の情報交換や日々直面している悩み等を、同じ立場の方々と共有することを通して、保育の質の向上を支援する。  【実施日】R5年1月19日  【R4実績】15人受講  【R4所要額】30,000円</p>	<p><b>【実施内容】</b>  市内保育施設の管理監督者を対象に、次の内容の研修会を開催した。  ①子育て支援の現状  ②保護者対応の現状と課題  ③園としてどう対応していくのか</p> <p><b>【自己評価】</b>  ○子どもが育つ権利の保障のために、保護者と関わり、思いを受け止め、保育していく大切さについての理解を深める機会となった。  ○子どもを中心にした保育、子どもの主体性を大切にした保育の重要性を再認識することができた。  ○参加者のグループワークを通して交流を促進することができた。</p>

## 第11条 せんなん子ども支援ネットワーク

第11条では、「子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています。」と定めています。充実した子ども時代を過ごすとは、広くおとなたちが「子どもの最善の利益原則」に立脚して子どもにかかわることによって、子

子どもが享受することのできる生活のことです。子どもが「社会から必要な支援を受ける権利」を享受できるよう、その支援を積極的に促進するための社会のネットワークとして「せんなん子ども支援ネットワーク」を結成することになっています。せんなん子ども支援ネットワークは、個人情報扱うようなケース会議等を想定するものではなく、多様な個人やグループ、団体からなる、いわば「オール泉南」のネットワークであり、ネットワークに集う多様な個人やグループ・団体等の、「相互の情報発信や学習、交流や啓発等」を期待するものです。子どもの権利条約を基盤としてこの条例を確かに共有しあい、子どもにやさしいまちの実現を推進します。

子どもを支援する活動を行っている団体等にネットワークの趣旨を説明し、令和5年度中の構築をめざします。

## 第12条 施設等における子どもの安全

第12条では、「市は子ども施設その他子どもが利用する施設等における子どもの安全を確保するため、指針等を定めます。」とあり、市はそれに基づいて「所管する施設等における子どもの安全確保のためのシステムを整備し、適切に機能するよう、必要な手立てを講じます。」と定めています。また、それらのシステムの検証を行うものとし、そのために子どもの安全委員会を設け、その活動に対して、市及び子ども施設は積極的に協力し援助するものとしています。必要な手立てとは、①改めて子どもの最善の利益を図る観点から、各施設の既定マニュアル等を見直し体系的なシステムとして整備するよう、市が積極的に各施設に促すこと。②各施設の「子どもの安全にかかわるシステム」が子どもや保護者、住民など市民等に広く伝えられ、共有されるものとなるよう、各施設に促すとともに、市の広報媒体の有効な活用を図ること。③改善等が必要な施設に対しては、適切な指導助言等を行うこと。④これらについて、市のホームページ等で適宜公表すること。等々が考えられます。

子どもの安全委員会の設置や指針づくりは今後の課題となっています。

事業の名称等	実施内容と自己評価
学校支援地域本部事業 (R1 まで安全推進事業) <b>安全パトロール事業と安全講習会</b> 【担当課】 教育部 指導課	
<b>(1) パトロール事業</b> 【事業の概要】 ・登下校中の通学路における児童生徒の安全を見守る市民ボランティア団体に補助金を交付し、青色パトロール等の安全パトロール事業を支援する。 ・市長から学校長を通じて感謝状を授与。 【事業実施日】 随時 【実施場所】 各小学校区 【R4実績】 13名 【R4所要額】 1,273,000円	<b>【実施内容】</b> ○6月30日 第1回泉南市青色防犯パトロール連絡会 <b>【自己評価】</b> ○登下校中における児童生徒の安全を第一に考え、大きな事故が生じなかったことは評価される。 ○まん延防止等重点措置の期間は、各地域の判断により活動を自粛した。
<b>(2) 安全講習会</b>	<b>【実施内容】</b>

<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの見守りボランティアの継続拡大のため毎年実施。</li> <li>・受講者に修了証を交付している。</li> </ul> <p>【事業実施日】8月4日</p> <p>【実施場所】あいびあ</p> <p>【R4実績】35名</p>	<p>○8月4日</p> <p>泉南市青色防犯パトロール講習会</p> <p>【自己評価】</p> <p>○感染症対策の都合上、対象者を絞りつつも開催し、ボランティアの継続拡大に寄与した。</p>
<p><b>(3)通学路危険箇所調査</b></p> <p>【事業の概要】</p> <p>通学路危険箇所の調査内容を元に、各関係機関と年1回対応検討会議を行う。</p> <p>【実施場所】市内通学路</p> <p>【R4実績】調査箇所14ヶ所</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○11月8日</p> <p>通学路交通安全プログラム協議会</p> <p>【自己評価】</p> <p>○学校からの危険箇所の要望に対し改善方法を検討し対応を進めることが出来た。</p>

### 第13条 災害時における子どもの安全

第13条では、「市は、台風、地震、津波その他の災害の発生時並びに復旧及び復興時における子どもの安全について、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの参加の権利を尊重するなかで確保するものとします。」と定めています

①災害の発生時、②災害の復旧時、③災害からの復興時、のいずれにおいても、市は、子どもの権利を基盤として、子どもの最善の利益を第一に考慮し、そして子ども参加の権利を尊重するなかで、子どもの安全を確保することを、市が踏まえるべき原則としています。

大震災後の際、一瞬にして家族や友だちを失い、自分たちの家も街並みも、学校も保育所も、生活のすべてを奪われてしまった子どもたちが「弱者にしないで」「被災者にしないで」「自分たちにも頼ってほしい」と語ったと言われています。子どもは単に保護され世話されるだけの存在ではないのです。上述の3つの災害時のいずれにおいても、この条例に基づいて、子どもの権利の視点をもって、対処・対応・対策に当たります。また、防災計画等は子どもの権利の視点から、検証にあたります。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p>防災対策事業 防災啓発事業 <b>子ども防災手帳の作成</b></p> <p>【担当課】行政経営部 危機管理課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>子どもの防災教育に活用できる「子ども防災手帳」を作成し、市内小学校に配布した。</p> <p>【事業実施日】8月</p> <p>【R4実績】約5,000部</p> <p>【R4所要額】46,200円（印刷製本費）</p>	<p>【実施内容】</p> <p>子どもたちの災害に対する備えや知識の習得、防災意識の向上のために「子ども防災手帳」を作成し、防災教育に活用できるよう市内小中学校10校に配布した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○子ども防災手帳を子ども自身が作成することで災害に対する備えや防災知識の習得を図ることができ、本来守られるべき子どもが自分で自分の身を守ることに繋がるといふ効果が期待できる。</p>
<p>防災対策事業</p>	<p>【実施内容】</p>

<p><b>伝市メール講座事業</b></p> <p>【担当課】行政経営部 危機管理課</p> <p>【事業の概要】 防災に関するテーマについて、小中学校に出向き講演を行った。</p> <p>【事業実施日】令和4年7月から令和5年2月</p> <p>【R4実績】3小学校、1中学校の計4校</p> <p>【R4所要額】0円</p>	<p>小学4年生を対象に「防災の自助・近助・共助・公助について」「防災について 災害への備えについて」の講座を実施、1小学校では全校生徒と火災・地震訓練を行い、防災備蓄品の簡易トイレやベッドの組立てをした。中学校では1年生がこの1年を通して防災について学んだことを発表するレクリエーションを実施し、災害時に必要な行動を体験する機会をもった。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○防災教育を通し、地域全体の色々なことを知り、考えることで視野が広がる。また、万一の時は自分たちが役に立ちたいという意識が生まれ、自助、共助の大切さを学ぶ。</p> <p>○今後、防災計画を見直す際に、子どもの意見を参考にしていきたい。</p>
---	--

## 第14条 泉南市子どもの権利の日

第14条では、「子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日」とし、「子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事を計画し、実施します。」と定めています。子どもたち自身が、子どもの権利、とりわけ意見表明・参加の権利を自らのものとして大切に受け止め、そしてこれを子どもたちが具体的に行使する契機となることを願うとともに、おとなたちが、何よりも子どもの最善の利益の原則を自らのものとしていく、その契機となることを願っています。

「泉南市子どもの権利の日」は、子どもにとって楽しい日、希望がわいてくる日、子ども時代の意味や充実を感じ合ったり、分かち合ったりできる日、等々——。子どもとおとなのパートナーシップで、さまざまに想像・創造して、発展させていくことが期待されます。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p>人権擁護委員協議会補助事業 人権啓発推進協議会補助事業 <b>泉南市子どもの権利の日の取組</b></p> <p>【担当課】教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】 「子どもの権利の日」について市民へ広報し関心を喚起する機会をつくる。</p> <p>【事業実施日】11月</p> <p>【実施場所】本庁玄関ホール他</p> <p>【R4実績】権利の日啓発チラシ 5,000枚</p> <p>【R4所要額】49,500円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○本庁玄関に色合いを工夫した懸垂幕を設置した。(11月1日～30日)</p> <p>○広報用卓上スタンドを、子ども・子育てに関係する各課並びに出先機関の受付やカウンター等に設置した。(11月1日～30日)</p> <p>○本庁玄関ホールにパネルを設置し、「せんなん子ども会議作成DVD」を上映した。(11月11日～18日)</p> <p>○権利の日啓発チラシを作成し、市内各校園所を通じて配布及び研修等で活用した。</p>

	<p>【自己評価】</p> <p>○学校や研修等でのアンケートからも、認知度は確実に向上している。</p>
<p>人権擁護委員協議会補助事業 人権啓発推進協議会補助事業</p> <p><b>泉南市子どもの権利の日の取組</b></p> <p>【担当課】行政経営部 人権推進課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>&lt;H24 年度より実施&gt;</p> <p>「子どもの権利の日」を中学生へ周知・啓発する。</p> <p>【事業実施日】11月上旬</p> <p>【実施場所】各中学校</p> <p>【R4 実績】2,000 枚配布</p> <p>【R4 所要額】0 円（在庫分を使用）</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○「11月20日が子どもの権利の日であること」と「悩んだ時の相談窓口」を印刷した用紙をパッケージとしたマスクを全中学生に配布した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○学校に配布を依頼する際に「配布にあたってのお願い」という文章を渡し、子どもたちにマスクを配布する際に伝えて欲しい内容を伝えた。今後も継続して配布していきたい。</p>
<p>人権教育推進事業</p> <p><b>学校園における『子どもの権利の日』の取組についてアンケート</b></p> <p>【担当課】教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>&lt;H28 年度より実施&gt;</p> <p>11月20日の「泉南市子どもの権利の日」またはその前後の子どもの権利に関する取組についてアンケート調査を行い、各学校園における「子どもの権利」の普及を目指す。</p> <p>【事業実施日】11～12月</p> <p>【R4 実績】公立幼小中より回答</p> <p>【R4 所要額】0 円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○取組に際して作成した資料、保護者への広報、実施日の写真などがあれば提出を依頼。</p> <p>○アンケートを取りまとめたものを冊子にし、各校園所に配布した。</p> <p>【自己評価】</p> <p>○すべての学校園で、子どもの権利の日の前後に子どもを対象とした啓発活動が実施されている。</p> <p>○公立幼稚園では、職員劇等を通じた権利学習や保護者研修、環境や遊びを工夫し、子どもの権利を日常的に感じられるような取組が定着している。</p> <p>○全校集会での紹介だけでなく、子どもの権利を知る授業、子ども参加・意見表明を意識した児童会・生徒会等、取組の広がりも見られた。</p>

## 第15条 条例の実施と広報

第15条では、「市は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的に条例を実施するものとします。」と定めています。「総合的かつ計画的に」とは、縦割り行政の弊に陥ることなく、市長部局も教育委員会も互いに協力・連携して、市の子ども施策を「子どもにやさしいまち」に向けて推進していくことができるよう、総合的な計画を立てること、全庁的な連携・協力による推進体制を整えることです。市の総合計画をはじめ子ども・子育て支援事業計画などを、この条例に根差す総合的な計画として整備するとともに、それら計画を「子どもにやさしいまち」に向けて、全庁的な観点から推進する組織として、「泉南市子どもの権利に関する施策推進本部」を設置しています。



また、市は①「この条例の内容」と、この「条例が基づくところの子どもの権利条約」についての積極的な広報するとともに、②この条例の目的を達成するための総合的な計画、その計画の実施の経過や状況、推進体制等について、市民等に広く知らせます。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>子どもの権利に関する条例推進事業</b>  <b>泉南市webサイトによる広報</b>  <b>【担当課】</b> 教育部 人権国際教育課  <b>【事業の概要】</b>            &lt;H24年度より実施&gt;            子どもの権利の普及のため、泉南市子どもの権利に関する条例並びに、条例に関する取組について、市民及び広く社会に広報する。  <b>【事業実施日】</b> 随時更新  <b>【R4実績】</b>            ・泉南市子どもの権利に関する条例について            ・せんなん子ども会議            ・子どもの権利条例委員会  <b>【R4所要額】</b> 0円</p>	<p><b>【実施内容】</b>            ○せんなん子ども会議、のページを随時更新した。            ○条例委員会第10次報告及び11次報告を掲載した。  <b>【自己評価】</b>            ○パソコンや携帯・スマホなどの普及により、ネットを使った広報は、広く市民に広報するには効果的なツールである。</p>
<p><b>子どもの権利に関する条例推進事業</b>  <b>広報せんなん『子どもの権利シリーズ』</b>  <b>【担当課】</b>            教育部 人権国際教育課            行政経営部 人権推進課  <b>【事業の概要】</b>            &lt;H24年度より実施&gt;            ・泉南市子どもの権利に関する条例に関する取組について、市民に分かりやすく広報するために、広報せんなんにシリーズ記事を掲載。            ・子どもの権利に関する情報やせんなん子ども会議、市民モニター会議、条例委員会等について掲載している。  <b>【事業実施日】</b> 毎月掲載  <b>【R4実績】</b> 12回掲載 (No. 111～No. 122)  <b>【R4所要額】</b> 0円</p>	<p><b>【実施内容】</b>            4月 (NO. 111)            『子どもの権利のことをもっと学びたいという思いに応じて～若者世代の子どもの権利の学び場～』            5月 (NO. 112)            『2021年子ども会議市長報告～タブレットを使ったオンラインで開催～』            6月 (NO. 113)            『泉南市子どもの権利に関する条例制定10周年～子どもたちとつくった前文をもう一度読んでみよう～』            7月 (No. 114)            『泉南市子どもの権利に関する条例制定10周年～令和4年度子ども会議がスタートしました～』            8月 (No. 115)            『泉南市子どもの権利に関する条例制定10周年～子ども基本法と子どもの意見表明～』            9月 (No. 116)            『泉南市子どもの権利に関する条例制定10周年～市長とともに語る泉南の未来～』</p>

	<p>10月 (No. 117) 『子ども会議で、おとなと子どもの対話を深めよう～なんでやねんて思う事は なあに～』</p> <p>11月 (No. 118) 『11月20日は、泉南市子どもの権利の日～子どもの権利について考えよう～』</p> <p>12月 (No. 119) 『泉南市子どもの権利に関する条例制定 10周年～JET メンバーと子どもの権利について語る～』</p> <p>1月 (No. 120) 『泉南市子どもの権利に関する条例制定 10周年～子どもの権利検定 20問こんなこと知っているかなクイズ～』</p> <p>2月 (No. 121) 『泉南市子どもの権利に関する条例制定 10周年～子どもの権利検定 20問こんなこと知っているかなクイズ パート2～』</p> <p>3月 (No. 122) 『子どもの権利 子どもたちの「なんでやねん！」と「すてきやねん！」～子どもの権利なんでやねん！すごろくをきっかけに～』</p> <p><b>【自己評価】</b> ○毎回イラストや写真を入れるなど、読者である市民が読みたくなるような内容に工夫をした。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業 <b>「子どもの権利ポスター」</b> <b>「子ども会議パンフレット」による広報</b> <b>【担当課】</b> 教育部 人権国際教育課 <b>【事業の概要】</b> ポスター、パンフレットなどにより視覚に訴え、子どもの権利の広報啓発をはかる。 <b>【事業実施日】</b> 3月 <b>【R4実績】</b> 子ども会議リーフレット 4,500枚 子どもの権利の日啓発チラシ 5,000枚 条例パンフレット 300冊 <b>【R4所要額】</b> 139,700円</p>	<p><b>【実施内容】</b> ○条例の前文である「泉南・子ども・憲章」を掲載したポスターを年度初めに配布し、市内小中学校並びに公立幼稚園のすべての教室に掲示した。 ○せんなん子ども会議リーフレットと子どもの権利の日啓発チラシを印刷し、配付した。</p> <p><b>【自己評価】</b> ○子ども会議リーフレットは、これまでの取組がわかる写真などをカラーで掲載しており、見る側に伝わりやすい内容になるよう工夫している。 ○今後も、広報啓発のための資料印刷の予算が不可欠である。</p>

<p>人権擁護委員協議会補助事業 人権啓発推進協議会補助事業</p> <p><b>「人権作品展」「市民のつどい」「子どもの権利の日」における子どもの権利パネルの設置</b></p> <p>【担当課】 教育部 人権国際教育課 行政経営部 人権推進課</p> <p>【事業の概要】 子どもの権利について広報をするためのパネル展示を行う。</p> <p>①人権作品展 ②市民のつどい ① 泉南市子どもの権利の日</p> <p>【R4実績】 ①11月22日～11月27日 ②6月12日 12月4日 ③11月11日～11月21日</p> <p>【R4所要額】0円</p>	<p>【実施内容】 子どもの権利のことや、子ども会議での活動等を、子どもたちの作品等を交えて展示する。また、作品展では子どもたちが気持ちを記入できるような参加のコーナーを設ける。</p> <p>【自己評価】 ○人権作品展では、子どもの権利の広報パネルとともにあなたの「なんでやねん」と「すてきやねん」を記載するコーナーを設置した。「先輩がやさしすぎてすてきやねん」とか、「先生がいいところをほめてくれ、すてきやねん」など、ホッとさせる記載もあり、子どもがホッとさせる瞬間を垣間見た気がして、掲示物の中にも参加の仕組みの必要性を感じた。</p> <p>○「泉南市子どもの権利の日」にちなんだ市役所入口の掲示は、多く人に見てもらえるよい機会である。今後は、子どもたちの意見も聞いて、掲示物を構成していきたい。</p>
<p>男女平等参画啓発事業</p> <p><b>「Step vol25号・26号」の増刷</b></p> <p>【担当課】行政経営部 人権推進課</p> <p>【事業の概要】 男女平等参画についての基本的な認識と理解を深めるために、「Step」というリーフレットを発行する。</p> <p>vol25 vol26</p> <p>【事業実施日】令和5年2月配布</p> <p>【R4実績】 Step25（1～3年生配布）1744部 Step26（4～6年生配布）1878部 合計 3622部</p> <p>【R4所要額】48,400円</p>	<p>【実施内容】 Vol25 じぶんらしくのびのびといきるためのノート（小学生編） Vol26 男だからこう、女だからこうって思っていない？（高学年編） を全校生徒に配布する</p> <p>【自己評価】 リーフレットには、書き込みをする箇所があり、子どもと対話をしながら男女の性別、役割、職業、慣習等について考えることができるようになっていたが、実際に学校内でどのように使用したのかは、把握できていない。また、差別の禁止や子どもの最善の利益等、子どもの権利を意識できる記述も今後は検討したい。</p>

## 第16条 条例の実施に関する検証と公表

第16条では、「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の実現に貢献していくことができるよう、条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況を定期的に検証します。」と定めています。この検証を実施するため、「子どもの権利条例委員会」並びに「子どもの権利条例市民モニター制度」を設け、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います。市長は、市長報告等を広く市民等に公表するとともに、その内容を検討し、これを市の子ども施策に生かします。

事業の名称等	実施内容と自己評価
<p><b>子どもの権利に関する条例推進事業</b>  <b>子どもの権利条例委員会</b>  <b>【担当課】</b> 教育部 人権国際教育課  <b>【事業の概要】</b>  &lt;H25 年度より実施&gt;  ・「子どもにやさしまち」の実現に係る条例の運営状況について総合的かつ重点的な観点から検証を行う。  ・条例に基づく事業等の実施状況について、成果と課題を可能な限り明らかにする観点から検証を行う。  ・毎年市長報告を行い、その内容を市民に公開する。  <b>【事業実施日】</b>  ①5月12日 ②5月26日 ③5月19日  ④6月2日 ⑤6月6日 ⑥6月16日  ⑦7月1日 ⑧8月2日市長報告及び条例委員会  ⑨9月12日 ⑩10月7日 ⑪11月2日  ⑫11月17日 市長報告及び条例委員会  <b>【実施場所】</b>  オンライン会議、市民交流センター、青少年センター  <b>【R4 所要額】</b> 332,440 円</p>	<p><b>【実施内容】</b>  ○「泉南市の子どもの権利条例は、なぜ子どもの自死を防げなかったのか」を検証するために、6月末までに審議を重ね、第10次報告を取りまとめた。  <b>『第10次報告』</b>  1. 子どもの権利の尊重（第3条）および子どもの相談と救済（第6条）をめぐる現状と課題  2. 条例第6条（子どもの相談・救済）第2項の「必要な仕組み」の整備に関する調査研究報告  3. 現下の状況にかかわって特に付言を要する事項  ※第10次報告においては、報告事項Ⅰに関する検討を最優先に行い、これを速やかに市長に報告するため、報告事項Ⅱは保留とした。  ○第10次報告に係る市の対応について、第16条が定める条例検証の基本的な視点と枠組みの留意と認識、誠実な遵守を求めた上で、報告事項Ⅱに関する評価と課題及び各委員の意見表明を第11次報告として取りまとめた。  <b>『第11次報告』</b>  1. 子どもの権利条例の運営および事業等実施状況を検証する基本的な視点と枠組み  2. 子どもの権利条例に基づく事業等の実施状況（報告事項Ⅱ）に関する評価と課題  3. 各委員の意見表明：泉南市子どもの権利条例制定10年の成果と課題を踏まえて  <b>【自己評価】</b>  ○本市で発生した中学生の自死という事実に向き合い、子どもの権利条例、特に第6条（相談・救済）に関して、実施事業を振り返り、より実効的な整備・充実を図る必要があるとの意見をいただいた。また、子どもの年齢層での分断起こらないよう、切れ目のない支援が必要であるとの意見をいただいた。  ○「子どもの最善の利益」を第1に考えた事業の振り返り、再構築が課題。</p>

<p>人権啓発事業</p> <p><b>子どもの権利条例市民モニター会議</b></p> <p>【担当課】行政経営部 人権推進課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>&lt;H27年度より実施&gt;</p> <p>条例第16条に基づき、条例委員会と相互に協力及び連携して、条例の運営状況を検証するための活動を行う。おとな市民モニター、子ども市民モニターを募り、意見交換を行う。</p> <p>【事業実施日】11月11日</p> <p>【実施場所】埋蔵文化財センター大会議室</p> <p>【R4実績】</p> <p>本年度はおとな市民モニター6名と条例委員5名で実施</p> <p>【R4所要額】50,000円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○第10次市長報告についての意見交換</p> <p>【自己評価】</p> <p>○第10次報告ということで、中学生の自死について考えるとともに、社会的孤立と居場所の存在意義、相談救済やネットワークあり方について議論された。学校や地域で孤立する子どもをうみださないための仕組みづくりの必要性をいっそう感じる会議であった。</p> <p>○市民モニター会議を毎月やってもらえないかという意見もあり、参加者どうしが一つのテーマについて語り合うことの重要性も改めて感じた。</p>
<p>子どもの権利に関する条例推進事業</p> <p><b>子どもの権利に関する施策推進本部</b></p> <p>【担当課】教育部 人権国際教育課</p> <p>【事業の概要】</p> <p>泉南市子どもの権利に関する条例に基づいた子どもにやさしいまちの形成に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るために本部会議を実施。</p> <p>【事業実施日】5月13日</p> <p>【実施場所】泉南市役所</p> <p>【R4所要額】0円</p>	<p>【実施内容】</p> <p>○第9次泉南市子どもの権利条例委員会報告書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果が見えてきていること</li> <li>・課題としてあげられること</li> </ul> <p>○令和3年度のせんなん子ども会議の活動報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つのグループに分かれて1年間活動した内容を報告</li> </ul> <p>○今年度の子どもの権利に関する各課施策について</p> <p>【人権国際教育課】</p> <p>○せんなん子ども会議において、条例の周知に係る動画やポスター、双六などを作成して、大人に向けて情報発信できる活動を行う。</p> <p>○子どもの権利に関する条例の周知を図っていくために、子どもの権利に関する教職員向け、保護者向けの研修を積極的に実施する。</p> <p>【人権推進課】</p> <p>○地方創生推進交付金事業で実施している「ゆうてみいサポーターでつながる子どもの権利が大切にされる地域共生社会実現事業」（令和2年度～令和4年度）において、「子どもの権利を学ぶ」をテーマに、職員研修（全5回の連続研修）、市民研修、保護者研修、子</p>

	<p>どもの権利学習の教材づくり等に取り組んでいる。</p> <p>○前述事業の市民研修の一つで、「ゆうてみい (YOU TO ME) サポーター」養成講座を受講した人で、サポーターの登録を行った人は現在 17 名 (20 歳前後の若者が 6 名を含む) となった。今後の活動はサポーターと共に考える。</p> <p><b>【家庭支援課】</b></p> <p>○子育て支援センター「ひだまり」での赤ちゃん教室や子育て講座において、保護者向けに子どもの権利に関する条例の紹介をする。</p> <p>○ファミリーサポートセンターの会員向け研修等において、ひだまりの子育て応援団や子ども食堂の団体、公募市民等にも参加いただき、子どもの権利に関する条例を紹介するとともに、子育てを取り巻く環境や相談窓口を紹介する。</p> <p><b>【保育子ども課】</b></p> <p>○公立、民間に関わらず、市内保育園所・認定こども園・児童発達支援センターへ、子どもの権利に関する取組の継続及び推進に努めるよう依頼する。</p> <p>○補助金の補助要件に、泉南市子どもの権利に関する条例にもとづく取組を実施することを加え、補助金の申請の際に今年度の取組予定を、実績報告の際に取組実績を報告することとする。</p> <p><b>【自己評価】</b></p> <p>○令和 3 年度の第 9 次報告をもとに、これまでの成果と課題を共有し、今年度の子どもの権利に関する各課施策についての方向性を共有することができた。</p> <p>○令和 4 年度においては、本部会議の実施が 1 回のみとなっており、市における本部会議の役割・位置づけの再確認が必要。</p>
--	---